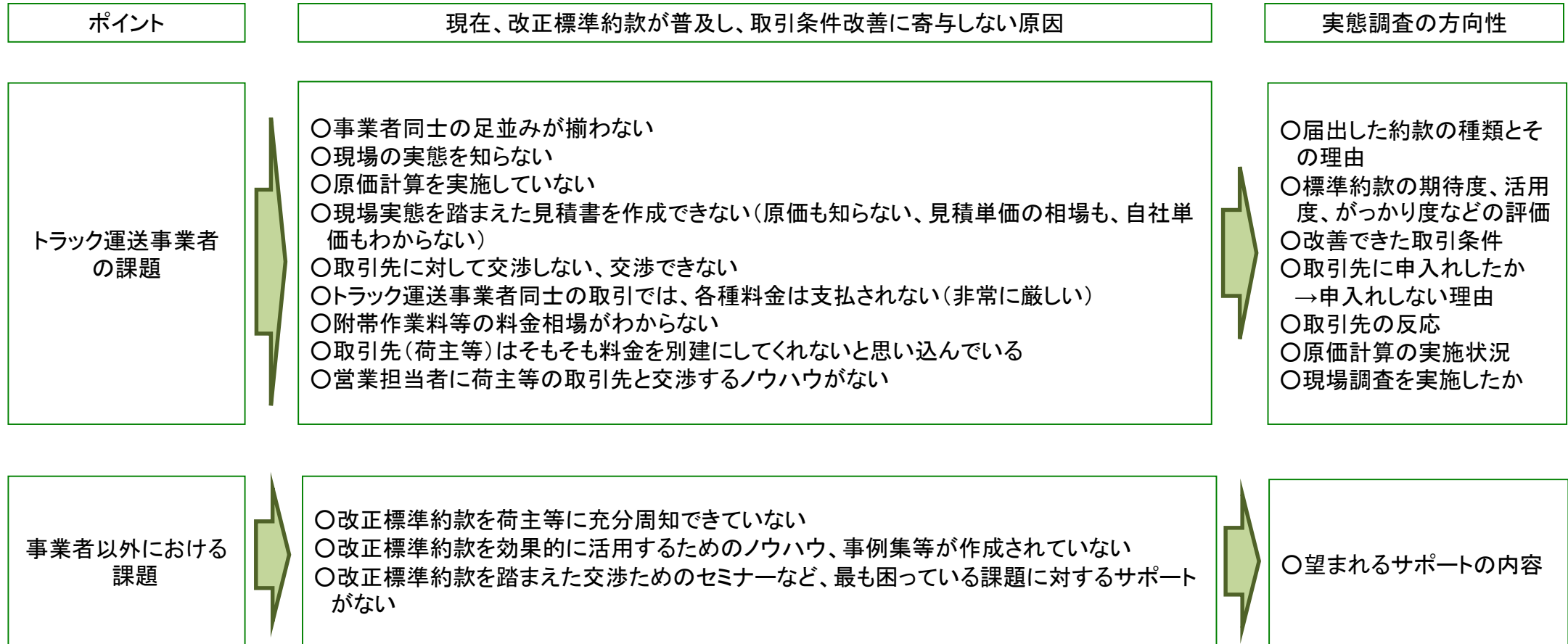


新・標準約款、長時間労働抑制等に向けた取組に関する 実態調査(案)

1 長時間労働抑制への取組(働き方改革)、改正運送約款対応等に関するアンケート調査

- 国土交通省では、標準貨物自動車運送約款を昨年8月改正、11月施行したところであるが、現状では積込・取卸料、附帯作業料を収受するケースは見受けられるが、待機時間料を収受した事例はほとんど存在しない。
- 本年4月に実施した実態調査では、約款に関する届出、認可を実施した事業者は、改正内容に即して取引先に対して申入れしていない事例が多くみられる。他者と足並みが揃わない、どのように交渉したらいいかわからない、といった回答が多い。
- 改正標準約款が活用されず、取引環境の改善が進まない原因と調査の方向性を整理する。



2 長時間労働抑制への取組(働き方改革)、改正運送約款対応等に関するアンケート調査

○調査対象: 中国運輸局管内トラック事業者の全数調査を検討している。

○改正運送約款を採用しない事業者にも調査を実施し、どのような理由で旧約款、独自約款の認可申請をしたか、さらに現状の取引条件の問題認識等を調査する。なお発送費用を抑えるために、トラック協会の会報誌の発送と一緒に調査票を送付するなど、相談の上、工夫を行う。また調査は主にWEB調査により実施する(ファックス返送含む)。

○改正運送約款だけでなく、運転者の長時間労働の実態と改善取組の実態についても調査することを検討したい。待機時間の削減など、発着荷主等は改善努力を始めているのか、拘束時間は減少傾向にあるか、賃金等の労働条件、人材不足等、長時間労働抑制(働き方)に向けた実態調査の項目を追加することで、コンサルティング事業との連動性を確保することが可能である。

